

和歌山大学大学院研究生規程

制 定 昭和61年 4月18日

最終改正 平成25年 6月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第89条第2項の規定に基づき、和歌山大学大学院研究生に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは学校教育法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする事ができる。

(出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、各研究科の定める書類に、検定料を添えて当該研究科長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第4条 入学者の選考は、書類審査と面接とにより研究科会議(以下「研究科会議」という。)が行う。ただし、必要により学力検査を行うことがある。

(入学手続及び入学許可)

第5条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

(研究期間)

第7条 研究期間は、1か年以内とする。ただし、第7条の2の規定により、研究期間の延長を許可された場合はこの限りではない。

(研究期間の延長)

第7条の2 研究の必要により、研究期間の延長を希望するときは、研究期間終了の1か月前までに研究科長に願出でてその許可を得るものとする。ただし、通算の研究期間は2か年以内とする。

2 前項の研究期間延長に係る検定料及び入学料は納付を要しない。

(指導教員等)

第8条 研究生は、研究科会議の定める指導教員の指導を受けるものとする。

2 研究生は、指導教員が必要と認める場合は、担当教員の許可を得て、研究事項に関連のある授業科目を受講することができる。ただし、単位を取得することはできない。

大学院研究生規程

(施設等の利用)

第9条 研究生は、本学の施設を利用することができる。

2 研究生は、許可を得て本学図書館備え付けの図書を閲覧し、又は貸し出しを受けることができる。

(研究報告書の提出)

第10条 研究生は、研究期間終了の際に、研究報告書を提出しなければならない。

(研究生の成績)

第11条 研究生の成績は、その平素の成績及び研究報告書の審査により、これを定める。

2 研究生には、願いにより研究証明書を与える。

(授業料等)

第12条 授業料は、前期及び後期の2期に区分し、年額の2分の1に相当する額を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、研究期間が6か月又は1か年以外の場合は、年額の12分の1に相当する額に月数を乗じた額とする。

2 研究生は、研究遂行上別途経費を必要とする場合は、その経費を負担しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第13条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

(懲戒及び除籍)

第13条の2 研究生として不適当と認められる行為があったとき又は所定の期日までに授業料を納めない者は、所定の手続きを経て、学長がこれを懲戒又は除籍する。

(雑則)

第14条 本学大学院の学生に関する諸規程は、研究生に準用する。

附 則

この規程は、昭和61年4月18日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年8月28日一部改正)

この改正規程は、昭和62年10月1日から施行する、

附 則 (平成4年3月13日一部改正)

この改正規程は、平成4年3月13日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則 (平成5年4月9日一部改正)

この改正規程は、平成5年4月9日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月2日一部改正)

この改正規程は、平成6年12月2日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月22日一部改正)

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第186号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第392号)

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程第466号)

この改正規程は、平成17年12月27日から施行し、平成17年10月1日から適用す

る。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第800号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1436号）

この改正規程は、平成25年6月28日から施行する。